

令和5年度第2回栃木地方労働審議会資料 2023年度栃木の労働行政の実績

「栃木労働局の重点施策に関する実績等について」

令和6年3月19日

栃木労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

2023栃木の労働行政【重点事項】

1 最低賃金・賃金引上げに向けた支援の推進等

- 最低賃金の適切な運営
- 監督署と連携した同一労働同一賃金の徹底

2 労働市場の活性化実現に向けた取組の推進

- 地域のニーズに対応した職業訓練の推進等
- デジタル分野における新たなスキルの習得による円滑な再就職支援
- 人材確保対策の推進
- 在籍型出向の取組の支援
- ハローワークの職業紹介業務のオンライン・デジタル化の推進

3 多様な人材の活躍促進

- 女性活躍推進法及び男女雇用機会均等法の履行確保
- 男性が育児休業を取得しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援
- ハローワークの専門担当者のチーム制による就職相談、職業紹介、職業定着までの一貫した伴走型支援等
- 障害者の円滑な雇入れに向けた支援の実施
- 精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援
- ハローワークにおける生涯現役支援窓口などのマッチング支援
- 外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助等の実施、外国人労働者の雇用管理改善に取り組む企業への支援

4 労働災害の防止

- 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

5 誰もが働きやすい職場づくり

- パートタイム・有期雇用労働法の履行確保及び雇用形態に関わらない公正な待遇の確保
- 長時間労働の抑制
- 職場における総合的なハラスメント対策の推進
- 良質なテレワークの導入・定着促進
- ワーク・ライフ・バランスを促進する休暇制度・就業形態の導入支援による多様な働き方の普及・促進
- 治療と仕事の両立支援に関する取組の促進

1 最低賃金・賃金引上げに向けた支援の推進等

生産性向上に取り組む中小企業への支援により、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に取り組みます。

最低賃金制度の適切な運営①

最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援

2023年度の実績

○地域別最低賃金（栃木県最低賃金）は、現行913円を41円引き上げ時間額954円に10月1日改正発効。

各種商品小売業を除く塗料製造業最低賃金ほか4の産業の特定最低賃金は、それぞれ現行の最低賃金額を37円または38円引き上げ右側ポスターの時間額に12月31日改正発効。

○改定栃木県最低賃金額の周知のため、当局HP、SNS（X、Instagram、Line）への掲載、監督署、ハローワークにおける窓口、集団指導、監督指導、説明会等においてリーフレット等を活用し周知及び本省作成リーフレット、パンフレット及び労働局独自のリーフレットによる県、市町、関係団体、労使団体、教育機関（高校・短大・大学・専門学校等）、金融機関、交通機関等に周知、掲示等の協力を要請。また、改定栃木県最低賃金及び特定最低賃金の周知のため、当局HP、SNS（X、Instagram、Line）への掲載、監督署、ハローワークにおける周知及び労働局独自のポスター、リーフレットによる周知、掲示等の協力を改定栃木県最低賃金の周知と同様に協力を要請。

○「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」における「転嫁対策に向けた集中取組期間」の令和6年1月から3月までにおいて、最低賃金の履行確保に係る監督指導を実施し、最低賃金の遵守徹底を図っている。

「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」とは

中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるようにし、賃金引上げの環境を整備する取組について、内閣官房、消費者庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び公正取引委員会により合意したもので、厚生労働省の取組としては、「最低賃金・賃金支払の徹底と賃金引上げに向けた環境整備」等です。

もう、チェックした？

栃木県の最低賃金

栃木県最低賃金

時間額

令和5年10月1日
改正発効

954円



※最低賃金は作業場に掲示する等の方法で周知が必要です。

栃木県特定最低賃金

栃木県最低賃金の
特設ページはこちら▶

(令和5年12月31日改正発効)

塗料製造業 時間額 1,061 円	はん用機械器具等、 業務用機械器具製造業 時間額 1,007 円
電子部品等、 電気機械器具製造業 時間額 1,008 円	自動車・同附属品製造業 時間額 1,016 円
計量器・測定器等機械器具、医療用 機械器具、光学機械器具・レンズ製造業 時間額 1,008 円	各種商品小売業 令和5年の改正はありません。 令和5年10月1日以降は、栃木県最低賃金 (時間額954円)が適用されています。

～業務改善助成金をご活用ください～

生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援します！

厚生労働省 業務改善助成金 検索

栃木労働局・労働基準監督署

最低賃金制度の適切な運営②

最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援

2023年度の実績

○中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げる支援措置である

「業務改善助成金」について、令和5年8月31日より「対象事業場」の拡大、助成率区分の見直し、賃金引き上げ後の申請を可能など、拡充内容について周知。

○構造的な賃上げへの取組に向けた支援策の周知等

・とちぎ公労使共同会議(令和5年6月21日開催)において、「構造的な賃上げ支援について」を会議のテーマとして、国等の支援策や課題等含め意見交換

・栃木働き方改革推進支援センターを通じて、賃金（事業場内最低賃金）引上げや生産性向上等に取り組む、特に、中小企業、小規模事業者等に対し窓口相談や個別訪問支援、セミナーの実施。

○改定栃木県最低賃金額の周知の際、県、市町、関係行政機関、関係団体及び労使団体等に拡充されたことについて周知。その他、賃金引上げに向けた支援策及び転嫁対策関連施策を紹介。

<業務改善助成金拡充内容>

- ▶対象となる事業場について、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内から50円以内に拡大
- ▶事業場規模50人未満の事業者について、賃金引上げ後の申請を可能とする
- ▶事業場内最低賃金額に応じて設けた助成率の区分を30円引き上げる

<業務改善助成金交付申請状況>

	2022年度 (1月末現在)	2023年度 (1月末現在)
通常コース	98件	172件
特例コース	2件	2件

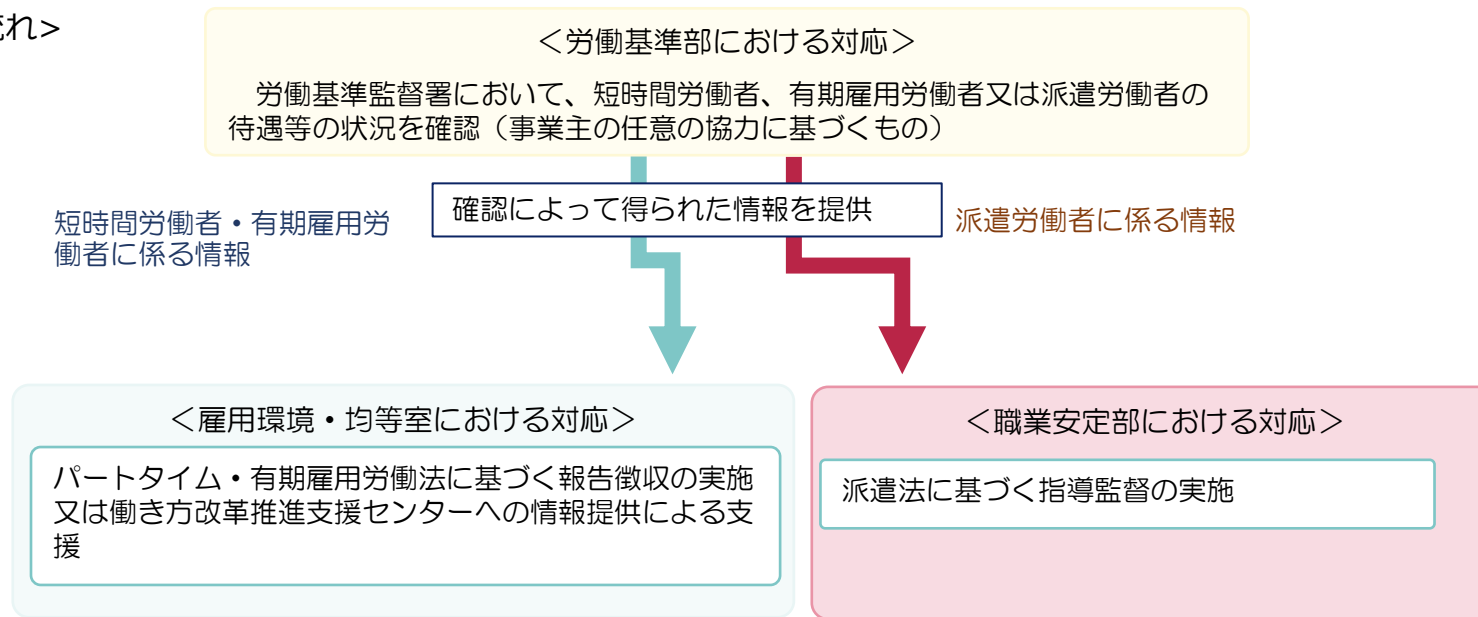
監督署と連携した同一労働同一賃金の徹底

2023年度の実績

○ 労働基準監督署と連携した同一労働同一賃金の遵守徹底の取組。

各労働基準監督署が定期監督等の実施にあわせ、「同一労働・同一賃金チェックリスト（パートタイム・有期雇用労働法関係）」を回収し、各企業におけるパートタイム・有期雇用労働者に対する同一労働・同一賃金への対応等状況を確認し、法違反が生じている可能性のある企業を対象に報告徴収を実施。

<連携の流れ>



<是正指導件数> (2024年1月末現在)

	2022年度	2023年度
パート・有期雇用労働法 是正指導件数	73件 (70件)	— (153件)

2 労働市場の活性化実現に向けた取組の推進

経済、社会情勢の変化に伴う多様な課題を踏まえ、企業、労働者及び離職者へのあらゆる支援を実施するとともに、行政手続きのオンライン化の推進による機動的・効果的な対応とサービス向上に取り組めます。

◆ 人手不足分野や成長分野への円滑な労働移動の推進

地域のニーズに対応した職業訓練の推進等

2023年度の実績

○職業訓練に地域ニーズを反映させること等により、地域における効果的な人材育成を推進するため、栃木県地域職業能力開発促進協議会において、地域ニーズに対応した職業訓練コースを設定。

○栃木県地域職業能力開発促進協議会において、「社会人基礎力を向上させる訓練カリキュラムを取り入れる」などの訓練カリキュラム等の改善促進策を報告、令和6年度開講の職業訓練コースから設定。

離職者向け公的職業訓練受講率

	2022年度 (1月末現在)	2023年度 (1月末現在)
定員(人)	2,510	2,391
受講者数(人)	1,962	1,897
受講率(%)	78.2%	79.3%

※該当年度中に開講したコースで集計

※公的職業訓練とは、

職業能力開発促進法及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に基づき実施する職業訓練であり、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保することを目的としています。

地域職業能力開発促進協議会

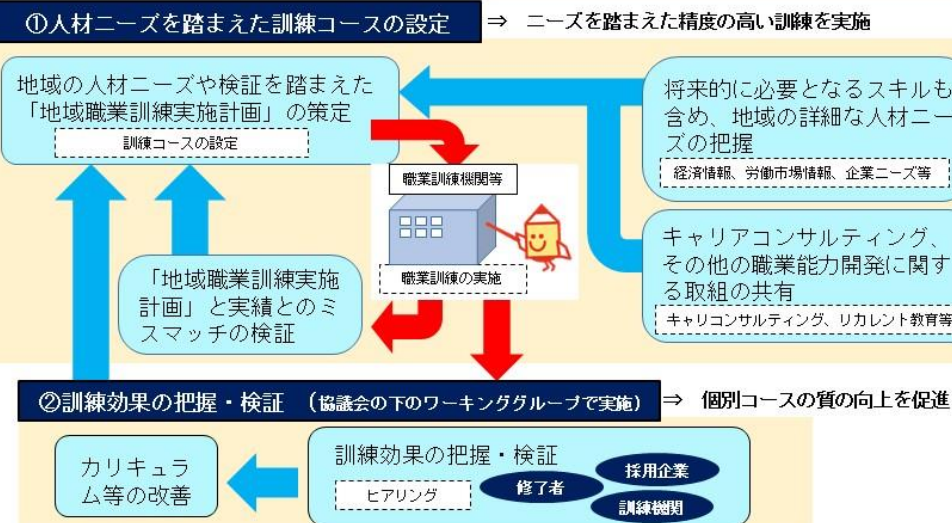
(令和4年10月施行)

国及び都道府県は、地域の関係者・関係機関を参集し、職業能力に関する有用な情報を共有し、地域の実情やニーズに即した公的職業訓練の設定・実施、職業訓練効果の把握・検証等を行う都道府県単位の協議会を組織する。

【構成員】

- ①都道府県労働局
- ②都道府県
- ③公共職業能力開発施設を設置する市町村
- ④職業訓練・教育訓練実施機関(専門学校・各種学校、高齢・障害・求職者雇用支援機構、リカレント教育実施大学等)
- ⑤労働者団体
- ⑥事業主団体
- ⑦職業紹介事業者(団体)又は特定募集情報等提供事業者(団体)
- ⑧学識経験者
- ⑨その他協議会が必要と認める者(例:デジタル分野の専門家、地方自治体の生活困窮者自立支援制度主管部局等)

地域職業能力開発促進協議会の協議事項



◆ 人手不足分野や成長分野への円滑な労働移動の推進

デジタル分野における新たなスキルの習得による円滑な再就職支援①

2023年度の実績

○デジタル分野の訓練受講希望者に対する訓練説明会への参加の促進、訓練修了者歓迎求人確保、訓練受講修了前に職場見学会付き面接会を開催するなど、デジタル人材を求める企業等への訓練修了者の早期再就職を支援。2023年度からは、基本情報処理技術試験、ITパスポート、VBAエキスパートを目標試験としたコース、及び企業ニーズが高い「表計算・データベースプログラミング」のコースを新設。

「デジタル人材の育成・確保」の厚生労働省の取組

①現状と課題

- いずれの取組においても、デジタル分野の受講者数が少ない（デジタル分野の訓練・講座の拡充、制度の一層の周知・広報が必要）
- 公的職業訓練については、訓練コースの地域偏在も課題（IT分野の資格取得を目指す訓練コース未設定地域：13県（令和2年度実績））

②対応の方針

- 以下の工程表に沿って、デジタル分野の訓練・講座の拡充と制度の一層の周知・広報の強化に取り組み、受講者数増を図る。

	現状	2022年度	2023年度	2024年度以降
離職者等向けの支援	公共職業訓練 求職者支援訓練	デジタル分野の訓練受講者数 約2.5万人（2020年度）	IT分野の資格取得を目指す訓練コースの訓練委託費等の上乗せなどによりデジタル分野の重点化を実施	デジタル分野の訓練受講者数 70,000人 (2024年度)
			地域の訓練ニーズを反映する協議会の法定化	
企業のデジタル人材育成・確保支援	教育訓練給付	デジタル分野の受講者数 約0.4万人（2019年度）	デジタル分野の講座の充実	デジタル分野の受講者数 65,000人 (2024年度)
			民間の知恵を活用して実施する 3年間で4,000億円規模の施策パッケージによる強化	
	人材開発支援 助成金	デジタル分野の受講者数 約1万人（2020年度）	ITSSレベル2以上の訓練を高率助成に位置づけ	
			民間の知恵を活用して実施する 3年間で4,000億円規模の施策パッケージによる強化	

（注）「DX推進スキル標準（DSS）」

「実際にDXを推進していく人材」を対象とし、DX人材を役割別に分類し、それぞれが習得すべきスキルを定義した指針。

離職者向け職業訓練（デジタル分野（※））の実施状況

	2022年度 (1月末現在)	2023年度 (1月末現在)
コース数（コース）	33	35
定員（人）	563	605
受講者数（人）	470	539
定員充足率（%）	83.5	89.1

※デジタル分野：経済産業省において策定された「DX推進スキル標準（DSS）」（注）に合わせて分類

訓練説明会開催実施状況

	2022年度 (1月末現在)	2023年度 (1月末現在)
参加訓練施設（施設）	88	72
対象コース数（コース）	103	92
参加者（人）	809	777

※開催場所（宇都宮市、大田原市、小山市、足利市）

◆ 人手不足分野や成長分野への円滑な労働移動の推進

デジタル分野における新たなスキルの習得による円滑な再就職支援②

2023年度の実績

○政府が押し進める「人への投資」を抜本的に強化するため、人材開発や労働者のキャリアアップなど社員のリスクリングに取り組む企業への支援を進める。

特にデジタルなどの成長分野については、社員が高度デジタル技術や新たな事業展開に必要な知識習得のための支援として、事業主等が雇用する労働者に対して、職業訓練等を実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度である**人材開発支援助成金**（人への投資促進コース／高度デジタル人材訓練・情報技術分野認定実習併用職業訓練）（事業展開リスクリング支援コース）等について、労働局が主催する事業主向けセミナーやハローワークによる事業所訪問等、あらゆる機会を活用して事業主に制度説明を実施し、利用促進を図っている。

○令和5年11月に宇都宮市、栃木市、大田原市の県内3か所で実施した「雇用管理改善セミナー」において、人材開発支援助成金等の制度説明を実施。

①活用勸奨に伴う事業所訪問件数

2022年度 (12月～3月)	2023年度 (1月末現在)
188件	503件

※2022年度は12月から実施開始。

②2023年度受理件数（1月末現在）

○人への投資促進コース

実施計画届	支給決定
9件	2件

○事業展開リスクリング支援コース

実施計画届	支給決定
54件	17件

各訓練メニューの助成率と助成額

対象の訓練	経費助成率		賃金助成額	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
サブスクリプション型の研修サービス	60%	45%	-	
	(+ 15%)			

高度デジタル人材訓練・成長分野等人材訓練

対象の訓練	経費助成率		賃金助成額	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
ITSS (ITスキル標準) レベル4・3となる訓練等	75%	60%	960円	480円
海外も含む大学院での訓練	75%		国内大学院の場合 960円	

自発的職業能力開発訓練

対象の訓練	経費助成率		賃金助成額	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
労働者の自発的な訓練費用を事業主が負担した訓練	45%		-	
	(+ 15%)			

情報技術分野認定実習併用職業訓練

対象の訓練	経費助成率		賃金助成額	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
IT分野未経験者（正規雇用労働者）の即戦力化のための訓練（OFF-JTとOJTを組み合わせた訓練）	60%	45%	760円	380円
	(+ 15%)		(+ 200円)	(+ 100円)
	OJT実施助成額			
	中小企業		大企業	
	20万円		11万円	
	(+ 5万円)		(+ 3万円)	

長期教育訓練休暇等制度

教育訓練休暇や教育訓練短時間勤務制度を導入し、労働者の自発的な職業能力開発を促進した場合に助成します。賃金助成に人数制限はありません。

対象の訓練	経費助成額	賃金助成額
長期教育訓練休暇制度（30日以上連続休暇取得）	20万円	1人1日当たり 6000円 (※有給休暇の場合)
	(+ 4万円)	(+ 1200円)
所定労働時間の短縮と所定外労働時間の免除制度	20万円	-
	(+ 4万円)	

・（ ）内の助成率（額）は、生産性要件を満たした場合の率（額）です。
 ・賃金助成額は、1人1時間当たりの額です。OJT実施助成額は、1人1訓練当たりの額（定額）です。

◆ 人手不足分野や成長分野への円滑な労働移動の推進

人材確保対策の推進

2023年度の実績

○人材不足分野（医療・福祉、建設、警備、運輸）に対する能動的なマッチングを推進するため、事業所見学会やミニ面接会等を積極的に実施。

○ハローワーク宇都宮の「人材マッチングコーナー」においては、人材不足分野に特化した支援（担当者制による個別支援、分野ごとのセミナー等）を実施。

人材不足分野の就職件数

2022年度 (1月末現在)	2023年度 (1月末現在)
3,889件	4,097件

○各ハローワークにおいて介護の日（11月11日）の前後に「介護就職デイ」と称した介護分野の就職面接会等を実施。

○ハローワーク宇都宮の「人材マッチングコーナー」においては、11月1日に「介護のしごと相談会&面接会」（15社参加）を開催。



ハローワーク宇都宮主催 会社見学会付き面接会

事業所名 矢野自動車株式会社

参加者全員で見学・説明を受けた後、希望者に限り個別で面接をします。（見学・説明だけの参加も大歓迎です！）

日時 令和5年 10月17日（火）13：30開始

会場 宇都宮市西川田町1004-13

職種 タクシー乗務員（正社員）

参加定員：6名

日勤 09010-27912131
隔日 09010-27911931
夜勤 09010-27906831

お申込み ハローワークの窓口またはお電話にて受付（参加には予約が必要となっております。）

*参加されますと、雇用保険に必要な求職活動の実績になります。
*応募多数の場合、参加者の人数を調整することがあります。

ご予約・お問い合わせ
ハローワーク宇都宮 職業相談部門人材マッチングコーナー
☎ 028-638-0369（音声案内41#）

ハローワーク宇都宮 主催

保育の仕事 就職フェア

個別説明・相談の他
希望者は面接も可能です
説明のみ参加も歓迎！
（事前予約制）

日時 2月27日（火）13：30開始

会場 ハローワーク宇都宮5階
大会議室

当日の流れ 事前に予約された事業所ブースでの個別説明・相談。
希望者に限り面接も可能です。

参加法人 5法人
※詳細は裏面をご確認ください。

↑求人一覧はこちらから

*参加には事前申込が必要です。お気軽にお問い合わせください。
*参加されますと、雇用保険に必要な求職活動の実績になります。

お申込み・お問い合わせ ハローワーク宇都宮 職業相談部門
人材マッチングコーナー ☎ 028-638-0369（41#）

在籍型出向の取組の支援

2023年度の現状

○「とちぎ在籍型出向等支援協議部会」の発展的解消

発展的解消の背景

1 新型コロナウイルス感染症を取り巻く環境の変化と人手不足感の高まり

令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の位置づけが2類相当から5類に変更されるなど、全国的のみならず栃木県においても新型コロナウイルス感染症を取り巻く環境が変化したこと、また、日銀短観（2023年6月調査）では、製造業、非製造業ともに人手不足感が高まっている中で、栃木県においても、有効求人倍率はコロナ禍が始まった令和2年度は1.01倍であったが、令和2年12月以降1倍台で推移しており、令和6年1月は1.13倍と前月より0.03ポイント上回り、人手不足感が高まっていること。

2 産業雇用安定助成金の利用の伸び悩み

令和3年2月から令和6年1月における栃木局内での在籍出向にかかる産業雇用安定助成金の利用相談件数は、211件（月平均6.0件）、支給申請件数は140件（月平均4.0件）、出向計画者数は157人（月平均4.5人）であり、利用状況の概要として、全国的に在籍型出向を多く活用している運輸業、郵便業を主たる業とする企業が栃木県内に少ない状況もあり、全体として利用件数は低調であった。

3 全国在籍型出向等支援協議会の廃止

新型コロナウイルス感染症を取り巻く環境が変化していること等から、厚生労働省から令和5年10月末をもって「在籍型出向等支援事業」を廃止することに併せて全国在籍型出向等支援協議会及び地域在籍型出向等支援協議会の廃止の方針が示されたことに加えて、今後の雇用に関する支援の方向性は、在籍出向も含め、「人手不足解消」、「スキルアップ支援」へと大きくシフトチェンジしており、今後の在籍型出向の議論は、専門部会を設けて実施するのではなく、栃木県全体の雇用や経済対策の一環として適時適切に議論することが望ましいと判断できること。

議論は公労使共同会議へ

- ・令和5年12月の「とちぎ在籍型出向等支援協議部会」（書面開催）において、今後の協議部会について、これまでの総括を行うとともに、上記の背景により発展的に解消することについて各構成員からご承認をいただいた。
- ・とちぎ在籍型出向等支援協議部会は、令和5年3月に創設された「とちぎ公労使共同会議」の目的を達成する上で必要な事項を検討するための専門部会の一つとして位置付けられたが、厚生労働省において、新型コロナウイルス感染症を取り巻く環境の変化や雇用情勢の変化を踏まえ在籍型出向等支援事業や全国在籍型出向等支援協議会等を廃止したこと、また、栃木県内での在籍型出向の実施状況を踏まえ、部会における在籍型出向に係る専門的な検討は解消し、次年度以降は「とちぎ公労使共同会議」の議事内容の一つとして、会議構成員の意向に基づき会議目的の達成のため、総合的かつ発展的に議論することについて、3月7日開催の「とちぎ公労使共同会議」において各構成員からご了承をいただいた。

◆ 人手不足分野や成長分野への円滑な労働移動の推進

ハローワークの職業紹介業務のオンライン・デジタル化の推進①

2023年度の実績

○雇用保険関係（取得、喪失、高年齢継続給付）の電子申請についての周知広報を実施し、申請率は全国平均を上回っている。

○各種助成金のオンライン申請は厚生労働省ホームページ等やセミナー等においてリーフレットを配付するなど周知広報を実施している。

労働保険関係電子申請率

（雇用保険取得、喪失、高年齢者雇用継続給付）

	2022年度 (1月末現在)	2023年度 (1月末現在)
電子申請率	75.5% (73.6%)	82.3% (80.2%)

※電子申請率上段は栃木労働局。下段（ ）内は全国平均

雇用関係助成金の電子申請活用状況

	2022年度 (1月末現在)	2023年度 (1月末現在)
特定求職者雇用開発助成金	47件	59件
産業雇用安定助成金	7件	36件

雇用保険関係手続き
電子申請のご案内

～ 電子申請の利用向上を目指しています。～

目次

- ▶ 電子申請ご利用のメリット 2
- ▶ 電子申請ができる労働関係の手続き 3
- ▶ (3段階) 雇用保険関係手続きの活用 4
- ▶ (3段階) 雇用保険関係手続きの活用 6
- ▶ (3段階) 雇用保険関係基本給付金の申請 8
- ▶ 電子申請に関するお問い合わせ (電子署名がない場合) 10

厚生労働省職業安定局雇用保険課
都道府県労働局・ハローワーク

2012年9月 第2400号

電子申請ご利用のおすすめ

事業主が雇用する労働者に関して雇用保険関係手続きを行う場合、各種届出書を公共職業安定所長に提出する必要があります。
届出方法には、ハローワーク窓口へ書類を提出していただく方法に加えて、インターネットによる「電子申請」があります。ぜひ電子申請をご利用ください。

電子申請のメリット

- 365日、24時間いつでも申請できます。
- 自宅やオフィスのパソコンなど、どこからでも申請できます。
- チェック機能があるので、事前に記入ミスを防止できます。
- 時間やコストの節減になります。

電子申請はe-Govから行います

e-Gov(イーガブ)とは、総務省がインターネット上で運営する行政サービスの総合窓口です。厚生労働省をはじめ、各省庁への申請・届出などの手続きがオンラインで行えます。(<http://www.e-gov.go.jp/>)

電子申請に必要なもの…電子署名

e-Govで雇用保険関係手続きの電子申請を行うには、「電子署名」が必要です。このため、あらかじめ、「電子証明書」を入手していただく必要があります。雇用保険関係手続きに利用できる電子証明書を発行している機関(認証局といえます)については、厚生労働省ホームページでご確認ください。

【厚生労働省トップページ・厚生労働省からのご案内】 <http://www.mhlw.go.jp/>
「申請・届出・情報公開」電子申請(申請・届出等の手続き案内)
→ 電子申請に利用可能な民間認証局「認証局と手続き区分・事業所形態の対応表」
http://www.mhlw.go.jp/shinsai_koshu/denshishimesai/d/mhsyokuyoku_tabohyou.pdf

(※)「電子署名」、「電子証明書」とは？

「電子署名」は、書類上の押印やサインと同じ行いを電子手続き上にて行うものです。
「電子証明書」は、いわば印鑑証明のようなものです。

◆ 人手不足分野や成長分野への円滑な労働移動の推進

ハローワークの職業紹介業務のオンライン・デジタル化の推進②

2023年度の現状

- 2021年9月からオンラインによる紹介機能（オンライン上での職業紹介や、求職者マイページから求人者マイページへオンライン上での応募書類の送付等）が可能となったため、以下の周知・開設促進を実施。
 - ・ 求職者マイページ：自身が登録した求職情報や求職活動履歴の確認、気になる求人の保存などができるメリットを周知し、その開設を促進。
 - ・ 求人者マイページ：オンラインによる求人申込み、選考結果の登録などができるメリットを周知し、その開設を促進。
- 県内すべてのハローワークでオンライン職業相談ができる環境を整備。
- 労働局及びハローワークにおける各種支援を幅広く周知するため、2023年6月に労働局においては事業主向けLINE・X（旧Twitter）・Instagramを、同年7月にすべてのハローワークにおいて求職者向けLINE・X（旧Twitter）・Instagramを開設し、各種情報を発信中。

● 求職者マイページの開設率

ハローワークに登録している有効求職者のうちマイページを開設している求職者の割合

2022年度 (1月末現在)	2023年度 (1月末現在)
28.3%	33.3%

● 求人者マイページを利用した求人受理割合

ハローワークで受理した求人件数のうち、マイページを通して申し込みのあった求人件数の割合

2022年度 (1月末現在)	2023年度 (1月末現在)
52.9%	83.7%

● オンライン相談件数

2022年度 (12月末現在)	2023年度 (12月末現在)
713件	823件

3 多様な人材の活躍促進

働くことを希望する全ての女性、就職氷河期世代、障害者、高齢者、外国人などの方が、活躍できる職場環境を整備します。

女性活躍推進法及び男女雇用機会均等法の履行確保①

2023年度の実績

女性活躍推進のための企業の取組支援

○とちぎ公労使共同会議(2023年6月21日開催)において、「女性活躍推進」を会議のテーマとして、国等の支援策や課題等含め意見交換

○えるぼし認定企業状況(2024年1月末現在)

	2022年度 (1月末現在)	2023年度 (1月末現在)	前年度比
えるぼし	18社	22社	+4社
1段階目	0社	0社	+0社
2段階目	7社	9社	+2社
3段階目	11社	13社	+2社

※えるぼし認定は、評価基準(「採用」「継続就業」「労働時間等の働き方」「管理職比率」「多様なキャリアコース」)を満たす項目数に応じて3段階の認定になる。

* 認定制度



※認定マークは、商品や求人広告等に付けることができます。

○「えるぼし」、「プラチナえるぼし」の周知・支援について

- ・認定の前提となる行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、行動計画期間が満了する事業主に対して新たな行動計画の策定・届出の督促と併せた認定取得に向けた周知・支援を実施。
- ・積極的に報告徴収を実施 24件(2024年1月末現在)
- ・労働局の主な施策を毎月発信する「今月のおすすめ情報」により、関係機関・団体等と連携(HP、メルマガへの掲載)を図り積極的な認定制度の周知等を行い、県内における女性活躍の更なる取組を推進。

○改正母性健康管理指導事項連絡カードについて、HP掲載の他、報告徴収等により事業所への周知。(新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置含む)

事業者・医師・働く妊産婦の皆さまへ
「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援に関する助成金(両立支援助成金)」等は
9月30日で終了します

母性健康管理措置は継続します
両立支援助成金は、経営中の女性が新型コロナウイルス感染症に感染するのを防ぐため、「両立支援助成金(両立支援助成金)」等を延長して実施していましたが、2023(令和5)年9月30日をもって終了します。

母性健康管理措置は継続します
(新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース)
新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等から休業が必要とされた職場中の女性が働き続け、安心して休暇を取得して帰る。帰国後帰社して活躍できる職場環境を整備するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、妊娠中の女性労働者に有給の休暇(年次有給休暇を除く)を取得させた企業に対する助成金です。

●助成金の利用には、9月30日までに備え付けが必要となります。詳細はこちらをご覧ください。
申請期間：11月30日まで

母性健康管理措置は継続しています
助成金が終了した後も、母体又は胎児の健康維持に配慮がある医師等により指導を受けた場合には、母性健康管理措置に基づき事業主は休業等の必要な措置を講じなければなりません。

●妊娠検査や、トキソタムを必要とする検査を行います
10月1日現在母性健康管理カードの申請状況に「新型コロナウイルス感染症に感染するに際しては、心筋系ストレス」と記載する必要があること、「妊娠が必須となる治療」などのうち「妊娠・産後の不安・不安や不安定な心臓の状態を、必要に応じて産科医の診察を受けること」を記載し、

母性健康管理措置
●健康維持または健康被害を防ぐための時間の確保
妊娠中の女性労働者の健康維持が健康被害または健康被害を防止するために、必要な時間を確保できるようにする必要があります。

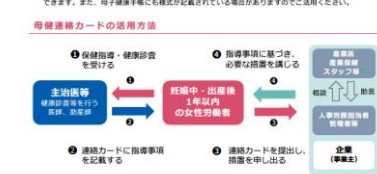
●指導事項をやることでできるようなための措置
妊娠中の女性労働者の健康維持が健康被害または健康被害を防止するため、医師等から指導を受けた場合、その指導に基づき必要な措置を行う必要があります。

●母性健康診断の例
「妊娠中の健康診断」は、医師からの指導に基づき実施。妊娠中は医師の診察を受けることに関する指導事項、妊娠中および産後の健康診断、検尿、検体検査、産前産後検診について、主治医から指導を受けた場合、報告をします(「労働基準法」)



妊産婦の皆さま
医師などから指導があった場合は、母性連絡カード^①に記載してもらい、事業主に提出してください。

●母性連絡カードは厚生労働省ウェブサイトや「働く女性心からの応援サイト」からダウンロードできます。また、母子健康手帳にも様式が記載されている場合がありますのでご利用ください。



[参考]
●働く女性の心からの応援サイト
- 妊娠・出産
https://www.mhlw.go.jp/index.html
https://www.mhlw.go.jp/index.html

●女性労働者の母性健康管理等について
https://www.mhlw.go.jp/index.html

●男女雇用機会均等法で、母性健康管理措置を求めたこととこれを受けたこととを理由とする解雇等不利取扱いが禁止されています。

●職域でのいわゆる「ダブルハラスメント」には、母性健康管理措置を求めたこととこれを受けたこと等を理由とするものも含まれ、事業主にはこれを防止するための措置を講じることが義務付けられています。

●母性健康管理措置を講じてもらえない等の場合は、以下の都道府県労働局雇用機能・均等課(部)へご相談ください。

都道府県	電話番号	受付時間	相談時間	受付時間	電話番号	受付時間	相談時間	受付時間
北海道	011-223-2211	月～金 9:00-17:00	月～金 9:00-17:00	土 9:00-17:00	011-223-2211	月～金 9:00-17:00	月～金 9:00-17:00	土 9:00-17:00
青森県	017-224-4211	月～金 9:00-18:00	月～金 9:00-18:00	土 9:00-18:00	017-224-4211	月～金 9:00-18:00	月～金 9:00-18:00	土 9:00-18:00
岩手県	019-209-2001	月～金 9:00-18:00	月～金 9:00-18:00	土 9:00-18:00	019-209-2001	月～金 9:00-18:00	月～金 9:00-18:00	土 9:00-18:00
宮城県	022-269-8800	月～金 9:00-18:00	月～金 9:00-18:00	土 9:00-18:00	022-269-8800	月～金 9:00-18:00	月～金 9:00-18:00	土 9:00-18:00
秋田県	013-204-8800	月～金 9:00-18:00	月～金 9:00-18:00	土 9:00-18:00	013-204-8800	月～金 9:00-18:00	月～金 9:00-18:00	土 9:00-18:00
山形県	023-242-8800	月～金 9:00-18:00	月～金 9:00-18:00	土 9:00-18:00	023-242-8800	月～金 9:00-18:00	月～金 9:00-18:00	土 9:00-18:00
福島県	024-249-2211	月～金 9:00-18:00	月～金 9:00-18:00	土 9:00-18:00	024-249-2211	月～金 9:00-18:00	月～金 9:00-18:00	土 9:00-18:00
茨城県	029-278-2000	月～金 9:00-18:00	月～金 9:00-18:00	土 9:00-18:00	029-278-2000	月～金 9:00-18:00	月～金 9:00-18:00	土 9:00-18:00
栃木県	028-292-2001	月～金 9:00-18:00	月～金 9:00-18:00	土 9:00-18:00	028-292-2001	月～金 9:00-18:00	月～金 9:00-18:00	土 9:00-18:00
群馬県	027-868-4700	月～金 9:00-18:00	月～金 9:00-18:00	土 9:00-18:00	027-868-4700	月～金 9:00-18:00	月～金 9:00-18:00	土 9:00-18:00

女性活躍推進法及び男女雇用機会均等法の履行確保②

2023年度の実績

○**くるみん認定**は、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業を「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣が認定する制度。



トライくるみん



くるみん



プラチナくるみん

○**くるみんプラス認定**は、令和4年4月に創設された「不妊治療と仕事との両立」に取り組む企業を認定する制度。



トライくるみんプラス



くるみんプラス



プラチナくるみんプラス

※ 認定マークは商品や求人広告等に付けることができます。

○くるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業状況(2024年1月末現在)

	2022年度	2023年度 (1月末現在)	前年度比
くるみん	37社	39社	+2社
くるみんプラス	0社	1社	+1社
プラチナくるみん	7社	8社	+1社

○不妊治療と仕事の両立支援のための職場環境の整備

- ・次世代行動計画の次期計画策定等の際、企業に対し同行動計画へ反映するよう促進



プラチナくるみん認定交付式

認定企業：グランディハウス株式会社

男性が育児休業を取得しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援

2023年度の実績

男女ともに仕事と育児等を両立しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援

- 改正育児・介護休業法（2023年4月1日全面施行）の履行確保のため報告徴収の実施
- 改正育児・介護休業法の周知
 - ・労働局HP、労働局の主な施策を毎月発信する「今月のおすすめ情報」に掲載し、関係機関・団体等との連携（HP、メルマガへの掲載）により情報発信
 - ・セミナー等の開催 8回（8月末現在）
働き方改革関連セミナー（他機関主催）、労使団体の講演

○育児休業制度等に関する相談窓口の設置

○両立支援等助成金の支給状況

	2022年度 (1月末現在)	2023年度 (1月末現在)	前年度比
全体	3,323件	791件	△2,532件
小学校休業等対応助成金を除く	138件	205件	67件

- 新型コロナウイルス感染症に係る小学校休業等対応助成金に関する相談窓口の設置
(2021年9月30日～2023年6月30日)

① 非正規雇用労働者の賃金引き上げに向けた同一労働同一賃金の取組強化期間(3/15～5/31)

○春闘の賃金引き上げの流れを中小企業・小規模事業者の労働者及び非正規雇用労働者に波及させるため企業への協力依頼。
 ○業界団体等に対する直接要請。
 ○同一労働同一賃金の遵守徹底に向けた各種支援策等取組の強化。
 ○同一労働同一賃金の遵守徹底に向けた各種支援策等取組の強化。
 ※最低賃金引き上げに向けて次の支援措置を設けています。ご活用ください。

- ※業務改善助成金:生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金
 (※詳しくは二次元バーコードからホームページをご覧ください)
- ※働き方改革推進支援センター相談窓口:中小企業における労働環境整備、例えば、賃金規程の見直しや業務改善助成金をはじめとする労働関係助成金の活用などの相談対応
 [問合せ]栃木働き方改革推進支援センターTEL0800-800-8100

② 従業員数1,000人超の企業は育児休業等の取得状況を年1回公表が義務付けられます!

令和5年4月1日から、改正育児・介護休業法に基づいて施行されます。厚生労働省が運営する「両立支援サイト(https://ryouritsu.mhlw.go.jp)」などを活用して情報公表をしてください。

③ 自動車運転者の労働時間の見直しに協力ください

○自動車運転者の拘束時間や運転時間を定める「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)が改正され、時間外労働の上限規制とあわせて、2024年4月1日から適用されます。
 トラック運送業界では、この改善基準告示の遵守のために、発荷主・着荷主・元請運送業者の協力が必要不可欠です。
 栃木労働局では、発荷主等に対し、「長時間の荷待ちを発生させないよう努めることを要請していきます。」

ハローワークの専門窓口における専門担当者のチーム制による 就職相談、職業紹介、職業定着までの一貫した伴走型支援等

2023年度の実績

- 就職氷河期世代への集中支援策としてハローワーク宇都宮及び駅前プラザに**就職氷河期世代専門窓口「ミドル世代支援コーナー」**を設置し、就職から職場定着までの伴走型支援を実施。
 - 「ミドル世代支援コーナー」において、対象者のニーズに応じた個別支援により職場定着までの一貫した伴走型支援を実施のほか、就職氷河期世代を対象としたセミナーや就職面接会を開催。
また、各ハローワークにおいては、担当者制によるきめ細かな個別支援を行うとともに「就職氷河期世代限定・歓迎求人」の充足を推進。
 - 地域若者サポートステーションの専門的知見・ノウハウを積極的に活用し、就職氷河期世代の無業者の職業的自立に向けた支援を実施。
- ※**地域若者サポートステーション**とは
働くことに悩みを抱えている15歳～49歳までの方に、専門的な相談や様々な就労支援プログラムを通じて就労に向けたサポートをする厚生労働省委託の支援機関です。
- 2023年7月3日に第6回の「就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」を開催し各支援・施策の取組状況の確認及び2023年度における取組メニューについて共有。

	2022年度 (1月末現在)	2023年度 (1月末)
就職氷河期世代の 正社員就職件数	2,806件	3,037件
うち専門相談窓口紹介	799件	982件
助成金支給実績	22件	17件

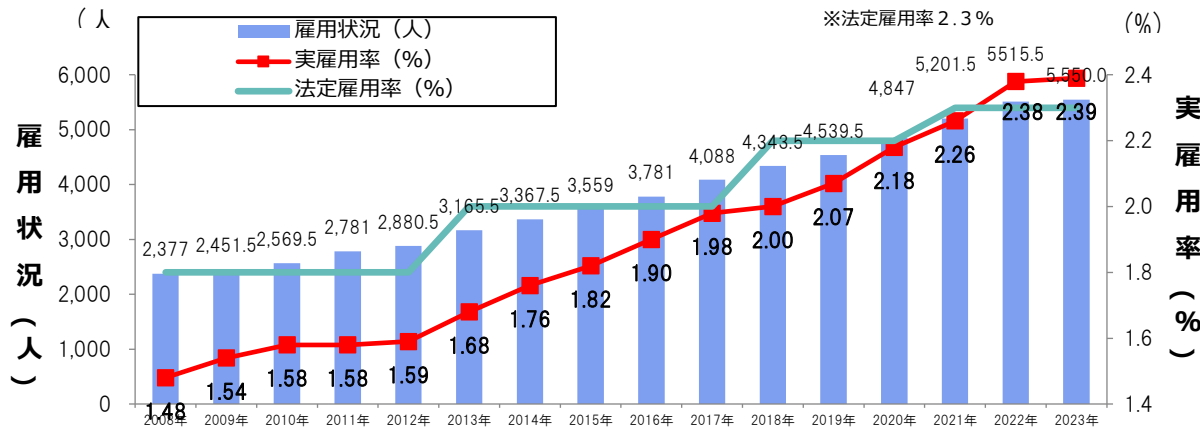
障害者の円滑な雇入れに向けた支援の実施

2023年度の実績

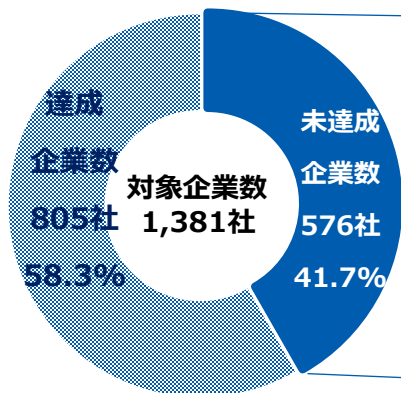
○栃木県で働く障害者数は、2023年6月1日現在、5550.0人と20年連続で過去最高を更新、実雇用率も2.39%(全国28位)と法定雇用率を2連続で全国平均を上回った。しかし、法定雇用率2.3%を達成していない県内企業は576社あり、うち426社は一人も障害者を雇用していない現状。

○令和6年4月からの法定雇用率引き上げに向けて、新たに障害者の雇用義務が発生する企業など、法定雇用率引上げ等による影響が大きい企業に対する周知を徹底して取り組んだ。

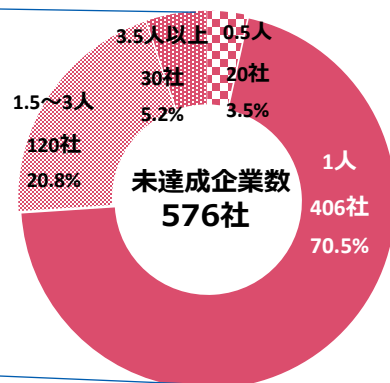
民間企業(43.5人以上)における障害者の実雇用率および雇用状況(各6月1日現在)



【法定雇用率未達成企業の状況】



【不足人数 内訳】



事業主のみなさまへ

障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point ① 障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	2.5%	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

? 障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任(努力義務)

Point ② 除外率が引き下げられます。(令和7年4月以降)

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わります。(現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。)

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く)	5%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業(信書便事業を含む)	10%
・港湾運送業 ・警備業	15%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	20%
・林業(狩猟業を除く)	25%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	30%
・特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く)	35%
・石炭・亜炭鉱業	40%
・道路旅客運送業 ・小学校	45%
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	50%
・船員等による船舶運航等の事業	70%

精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援

2023年度の実績

○ハローワーク宇都宮に精神障害者、発達障害者等の専門知識や支援経験を有する精神・発達障害者雇用トータルサポーター、難病患者就職サポーターを集中配置し、精神・発達障害等のある求職者や雇用経験の少ない企業に対して、個々の課題や状況に合わせた就職支援を推進。

○精神・発達障害者と一緒に働く一般労働者に対し、障害特性やコミュニケーション等の理解促進を図るための「しごとサポーター養成講座」を令和6年2月までに民間企業16回開催、参加人数372人、地方自治体9回開催、参加人数318人受講。

○障害者雇用促進のため優良で先進的な取組を進めている中小企業に対する認定制度「もにす」を普及させ、これら中小企業事業主との関係構築及び強化に努め、障害者の雇用の促進と雇用の安定を図っている。



認定事業主

令和6年2月に
・(株) 沼尾が県内3企業目として認定されました。
過去の認定企業と併せて
栃木労働局HP取組事例公開中
・ハイコーパック(株)
・(株) 吉川油脂

認定事業主になるには

認定評価基準に基づき、取組関係、成果関係、情報開示関係を加点方式により20点以上得ることが必要です。



障害者雇用の先進的な取組を進めている**優良**な中小企業を認定する制度です。

もにす という思いをこめて愛称を「もにす」と名付けました。

○障害者雇用に取り組む一つの選択肢として、テレワークを提案するほか、障害者をテレワークにより雇用したいと考えている事業所等に対しては、本省が委託して実施する企業向けのガイダンス及びコンサルティングに誘導することを通じて、障害者の雇用の促進するためのテレワークの推進を図っている。

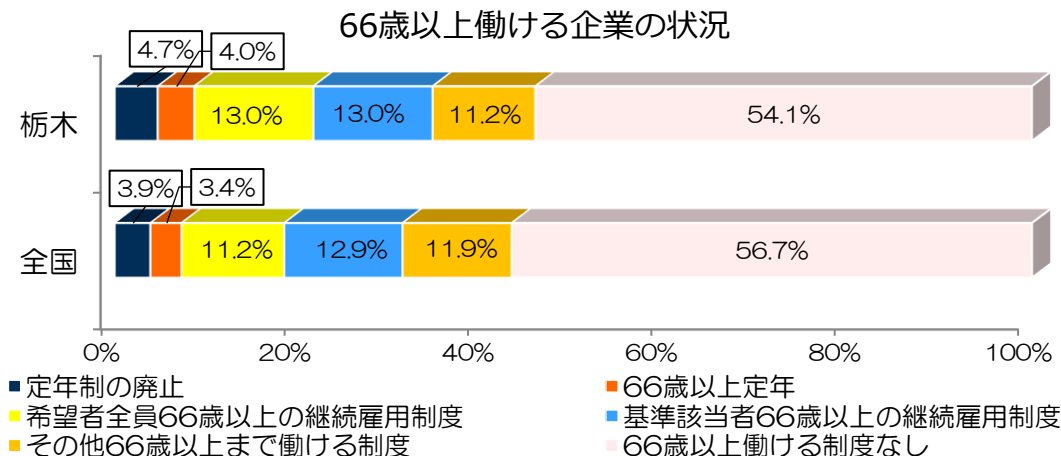
ハローワークにおける生涯現役支援窓口などのマッチング支援

2023年度の実績

- 高齢者の就労・社会参加の促進として、高齢者が活躍できる環境整備を図るため、事業主に対して70歳までの就業機会の確保（努力義務）を周知。
- 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構と連携して、2024年1月末時点で359事業所を訪問し、65歳を超える継続雇用や65歳以上の定年引上げ等の提案や助成を行い、継続雇用延長等に向けた環境整備を図り、地域における多様な就業機会確保を促進。
- ハローワークに設置した「生涯現役支援窓口」において、高齢者が活躍できる求人の開拓等を推進。2024年1月末時点で2,512事業所と接触し、2,625人の求人数を確保して高年齢者の再就職支援を実施。

生涯現役窓口の65歳以上の就職件数

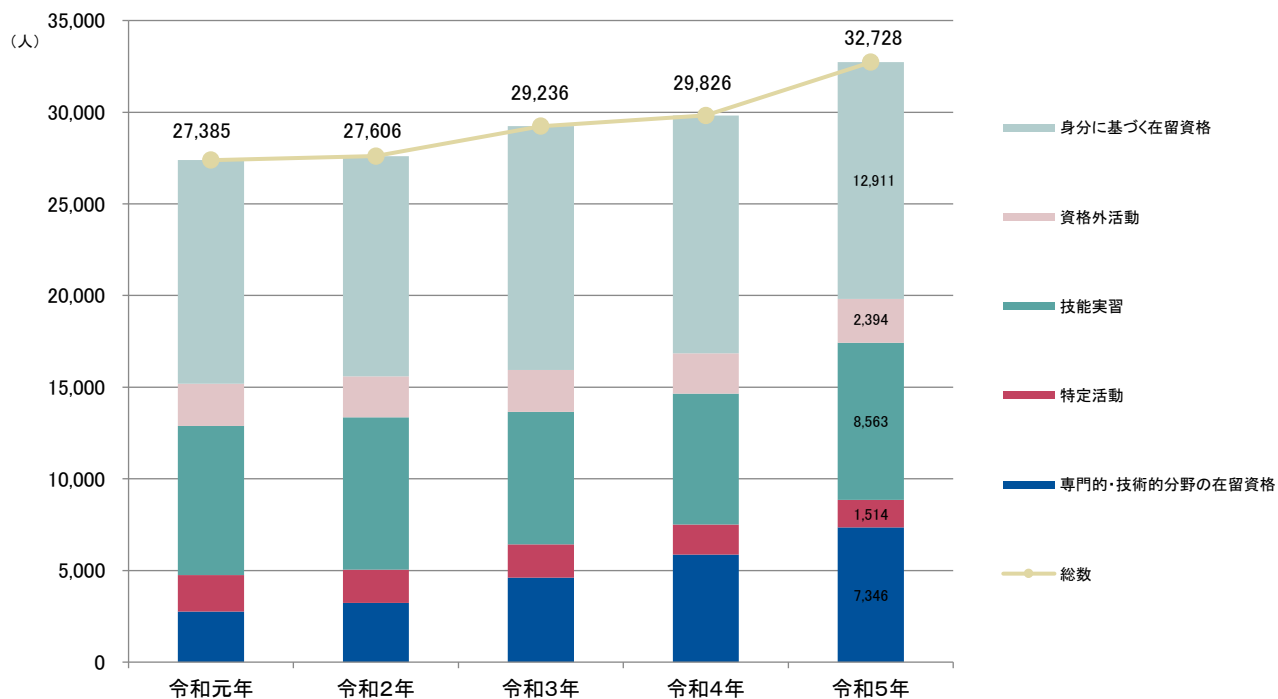
2022年度 (1月末現在)	2023年度 (1月末現在)
524件	623件



外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助等の実施、外国人労働者の雇用管理改善に取り組む企業への支援

2023年度の現状

- 栃木県における外国人労働者数は、2023年10月末現在32,728人で、過去最高を更新、初めて3万人を超え、今後も増加する見込み。また、人手不足分野を補うことを目的として2019年に新設された在留資格「特定技能」も、2023年10月末現在2,574人と2022年同日現在1,565人から大幅に増加。
- 増加する外国人材の就労を促進し、労働関係法令違反や人権侵害が生じることのないよう、関係機関と連携の下、事業主に対し、外国人雇用管理指針の周知・啓発、雇用管理の推進を図る目的で、6月26日に外国人雇用管理セミナーを実施、118事業所、225人が参加。



4 労働災害の防止

働く人々が安全に安心して働くことができるよう、労働者の安全確保対策と労働者の健康確保対策に取り組みます。

労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備①

2023年度の実績

○全産業の労働災害発生状況

＜第14次労働災害防止計画（2023年から2027年までの5か年計画。新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く。）＞

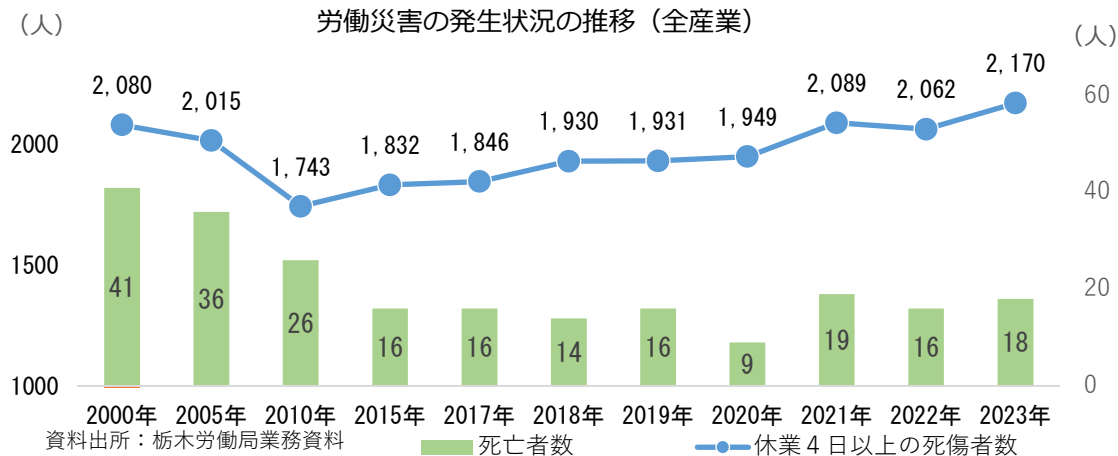
【アウトカム指標※】

- ・ 死亡者数について、2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
- ・ 死傷者数について、2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、2022年と比較して2027年までに減少に転じさせる。

【災害発生状況（2024年1月末現在の速報値）とその特徴】

- ・ 2023年の労働災害は、死亡者数が18人となり前年よりも2人増加し、死傷者数が2,170人となり前年よりも108人（+5.2%）増加した。
- ・ 労働災害の特徴として、事故の型別では転倒災害や腰痛などの無理な動作等のいわゆる行動災害が多く、年齢別では60歳以上の高年齢労働者が占める割合が高くなっている。
- ・ 業種別では、製造業及び第三次産業（特に、小売業、社会福祉施設）で増加が顕著であり、また、陸上貨物運送事業及び製造業における荷役作業中の死亡災害が6人と死亡災害全体の3分の1を占めている。

※ 13次防までは「目標」と記載されていたが、14次防では「アウトカム指標」と記載されている



○死亡災害の撲滅及び死傷災害の減少に向けた取組

- ・ 「**Aない声かけ運動！プラス※1**」（栃木局独自）の周知啓発
- ・ 「**STOP！建設3大災害※2**」（栃木局独自）の周知啓発
- ・ 「**荷役災害ゼロ60日運動※3**」（栃木局独自）の周知啓発

Aない声かけ運動！プラス

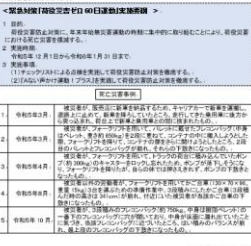
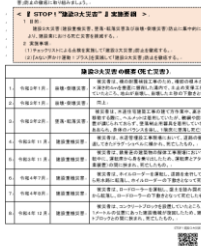
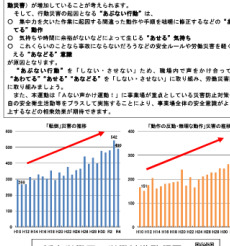
「Aない声かけ運動！プラス」は、「あわてる・あせらる・あなどる・あぶない行動」を「しない・させない」ための「Aない声かけ運動」に、職場ごとの課題に応じた対策をプラスして取り組むことにより、労働災害を防止するもの。

『STOP！建設3大災害』

建設3大災害（建設重機災害、墜落・転落災害及び崩塌・倒壊災害）の撲滅に向けた取り組みとして、『STOP！建設3大災害』の周知啓発を実施している。

緊急対策「荷役災害ゼロ60日運動」

今年度12月1日から2024年1月31日まで、荷役災害の撲滅に向けた取り組みとして、『緊急対策「荷役災害ゼロ60日運動」』の周知啓発を実施している。



- ※1 「Aない声かけ運動！プラス」とは、「あわてる・あせらる・あなどる・あぶない行動」を「しない・させない」ための「Aない声かけ運動」に、職場ごとの課題に応じた対策をプラスして取り組むことにより、労働災害を防止するもの。
- ※2 建設3大災害（建設重機災害、墜落・転落災害及び崩塌・倒壊災害）防止に集中的に取り組んでいるもの。
- ※3 「荷役災害ゼロ60日運動」とは、2023年12月31日から2024年1月31日まで、荷役災害の防止に集中的に取り組んだもの。

◆ 安全で健康に働くことができる環境づくり

労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備②

○労働災害の防止に向けた意識改革、社会的機運の醸成

- ・14次防では、安全衛生活動に対する意識改革、労働災害防止に向けた社会機運を醸成させていくため、令和4年度に「SAFEコンソーシアム」が設立され、現在、県内から22企業が参加している。



- ・SAFEコンソーシアムでの主な事業の一つであるSAFEアワード（取組事例の表彰制度）において、今年度、介護施設「蓬愛会」（宇都宮市）が安全な職場づくり部門で最高賞の「ゴールド賞」を受賞。

**安全な介護の職場づくり
言語や文化の多様な外国人介護職員への
安全衛生対策の「見える化」**

事業所名：社会福祉法人 蓬愛会
業種・業態：医療・福祉
従業員数：約480名
地域：関東/栃木県

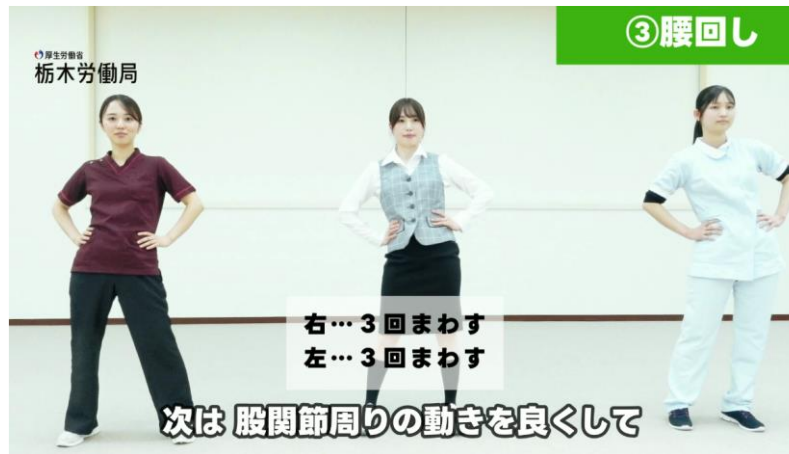
【取り組み】
①安全衛生教育の様子やテキスト
外国人職員への母国語を使用した安全衛生の意識付け
②ピクトグラムを用いた張り紙
母国語を使用したより理解できるように「見える化」をした
③意識付け用の貼り紙や名札
「Aない声かけ運動」により職員同士のコミュニケーションの向上につながっている

【今後の目標や取組】
危機管理に対する意識は文化や慣習の違いによって差がある為、この基本の取り組みを繰り返して継続することで「ゼロ災」活動を推進していく。

2023年度の実績

○事故の型に着目した労働災害防止対策

- ・新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く労働災害の約4分の1を占める転倒災害を防止するための対策の指導・周知を実施。
- ・「Aない声かけ運動！プラス」（栃木局独自）の周知啓発に加え、『ころばNice(ないつす)とちぎ』の一環として、転倒災害防止用体操の動作を載せたリーフレット及び転倒災害防止用体操の動画の作成し、令和6年3月15日にYoutubeや栃木労働局専用HP（<https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/koroba-nice-tochigi.html>）で公開(予定)。



労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備③

2023年度の実績

○労働者に着目した労働災害防止対策

- ・労働災害の半数を占める50歳以上の高年齢労働者の特性に配慮した職場づくりの指導・周知を実施（高年齢労働者対策）
- ・高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン及びエイジフレンドリー補助金制度を周知。

○業種に着目した労働災害防止対策

- ・小売業及び介護施設における自主的取組を促進するための「+Safe協議会」の運営（第三次産業対策）
- ・陸上貨物運送事業における荷役作業災害防止のための指導・周知を実施。
- ・小売業及び介護施設のリーディングカンパニーを構成員とする「+Safe協議会」で、転倒災害防止対策として実施予定の『**ころばNice(ないっす)とちぎ**』の一環として、転倒災害防止の運動指導を行うセミナーを開催。
- ・陸上貨物運送事業及び荷主等に対して「陸上貨物運送事業における荷役作業安全対策ガイドライン」の指導・周知、加えて「**荷役災害ゼロ60日運動**」の展開。

○職場における新型コロナウイルス感染症対策の実施（労使関係団体要請：3件、事業場指導：6,941件）

○メンタルヘルス対策、産業保健活動（事業場、企業本社の指導実施、小規模事業場に対する支援制度の周知）

○化学物質健康障害防止対策（新たな化学物質規制の周知、改正特定化学物質障害予防規則等の指導周知）

○石綿ばく露防止対策（建築物等解体工事の施工業者及び発注機関に対する改正石綿障害防止規則の周知指導）

○熱中症対策（「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン（5月～9月）」の展開及び「職場における熱中症対策の徹底について」局長要請）

STOP！熱中症
クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約600人が4日以上仕事を休んでいます。

準備期間：4月～6月
キャンペーン期間：7月～9月
重点取組：7月～9月

準備期間（4月）にすべきこと
きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

<input type="checkbox"/>	労働衛生管理体制の確立	事業場での熱中症予防の責任体制を確立
<input type="checkbox"/>	暑さ指数の把握の準備	315規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<input type="checkbox"/>	作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
<input type="checkbox"/>	設備対策の検討	簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
<input type="checkbox"/>	休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
<input type="checkbox"/>	服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、身体を冷却する機能をもつ服の着用を検討
<input type="checkbox"/>	緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
<input type="checkbox"/>	教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

職場における熱中症予防対策の徹底について

今般、県内の事業場において、50歳代の男性労働者が店舗内の仕込み場で意識なく倒れているところを発見され、当日の夜に熱中症により死亡する労働災害が発生しました。

熱中症による死亡災害は、平成27年以来、実に8年ぶりとなります。先週、関東地方が梅雨明けし、これから本格的な暑さを迎えることから、熱中症による労働災害の増加が懸念されることのみならず、それ以外の事業場において、労働者に熱中症が疑われる異変を察じた場合には、速やかに病院へ搬送対応を行っていただくとともに、労働者が一体となって、職場における熱中症の予防について取り組むことが最も重要です。

事業場の皆様におかれましては、特に下記の熱中症予防のための取組に重点を置いていただくとともに、厚生労働省ホームページに掲載する「職場における熱中症予防情報」等も活用し、関係者への周知、指導を積極的に行ってください。

※「職場における熱中症予防情報」（働く人の手で使える熱中症ガイド）
<https://ecccusho.mhlw.go.jp/>



（緊急時の対応）

少しでも労働者に熱中症が疑われる異変を察じた場合には、いったん作業を中止・中断させ、速やかに病院へ運ぶ、または救急車を呼び出すこと。その場合、病院へ運ぶまでは、決して入浴しないこと。

（予防のための取組）

- 1 各労働者の毎日の健康状態及び暑さへの順化状況の確認
- 2 自覚症状の有無にかかわらず、定期的な水分および塩分の摂取
- 3 熱中症警戒アラート発表の有無の確認とアラートを考慮した行動
- 4 WBGT 指数計による作業現場の WBGT 値の計測と、WBGT 基準値に応じた効果的な予防策の実施
- 5 労働者に対する熱中症予防のための教育

令和5年7月25日

栃木労働局長 奥村 英輝

5 誰もが働きやすい職場づくり

誰もが働きやすい社会の実現に向けて、雇用形態による不合理な待遇差の解消（同一労働同一賃金）、総合的ハラスメント対策の推進、テレワークの導入・定着促進、ワーク・ライフ・バランスの促進などを進めます。

◆ 同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な確保等

パートタイム・有期雇用労働法の履行確保及び 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

2023年度の実績

○ パートタイム・有期雇用労働法に基づき、報告徴収による雇用管理の実態把握及び法の履行確保。（2024年1月末）

	実態把握	
		うち法違反を確認し是正指導
パート・有期法	143事業所	102事業所

<主な法違反事項>

- ・第6条第1項(文書交付)関係：雇入時の雇用契約書に「昇給」「賞与」「退職手当」の有無及び「相談窓口」の記載なし
- ・第8条(不合理禁止)関係：「慶弔休暇」、「通勤手当」がパート・有期雇用労働者には付与されていないこと
- ・第13条(転換措置)関係：パート・有期雇用労働者に正社員への転換措置なし

○ 働き方改革関連セミナー（労政事務所主催）への講師派遣4回（2024年1月末）

実施年月日	場所		実施年月日	場所	
令和5年7月6日	日光市	宇都宮労政事務所	令和5年9月26日	矢板市	大田原労政事務所
令和5年7月25日	大田原市	大田原労政事務所	令和5年9月27日	真岡市	宇都宮労政事務所
令和5年8月25日	栃木市	小山労政事務所	令和5年10月24日	足利市	足利労政事務所
令和5年8月29日	大田原市	大田原労政事務所	令和5年10月26日	小山市	小山労政事務所

長時間労働の抑制

2023年度の実績

長時間労働の抑制

- 各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月あたり80時間を超えていると考えられる事業場等に対し、監督指導。

	2021年度	2022年度
監督件数	701件	559件

- 各労働基準監督署に設置した労働時間相談・支援班による中小企業を中心とする改正労働基準法等の周知及び支援。

	2021年度	2022年度
実施件数	574件	658件

※公表は、年度単位の数値のみ

- 引き続き、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場等に対し監督指導を実施。
- 11月の過労死等防止啓発月間に、「過重労働解消 キャンペーン」を実施。
 - ① 労働組合、使用者団体に対する協力要請（10月）。
 - ② 労働局長によるベストプラクティス企業訪問（11月）。
 - ③ 重点監督の実施。
 - ④ 過重労働相談受付集中週間（11月1日（水）から11月7日（火））（11月4日5日を除く）特別労働相談受付日（11月3日（金））
 - ⑤ 過労死等防止対策推進シンポジウムの開催（11月29日（水）栃木県教育会館）。
 - ⑥ 過重労働解消のためのセミナー（無料、10～1月を中心に、全国でオンラインによる実施。）（URL：<https://kajyu-kaisyou-zenkiren.com>）

厚生労働省
栃木 会場

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等 防止対策推進 シンポジウム

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなった方のご遺族等にもご意見をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

参加無料
《事前申込》

日時 2023年11月29日(水)
14:00～16:30 (受付13:00～)

会場 栃木県教育会館 5階小ホール
(栃木県宇都宮市駒生1丁目1番6号)

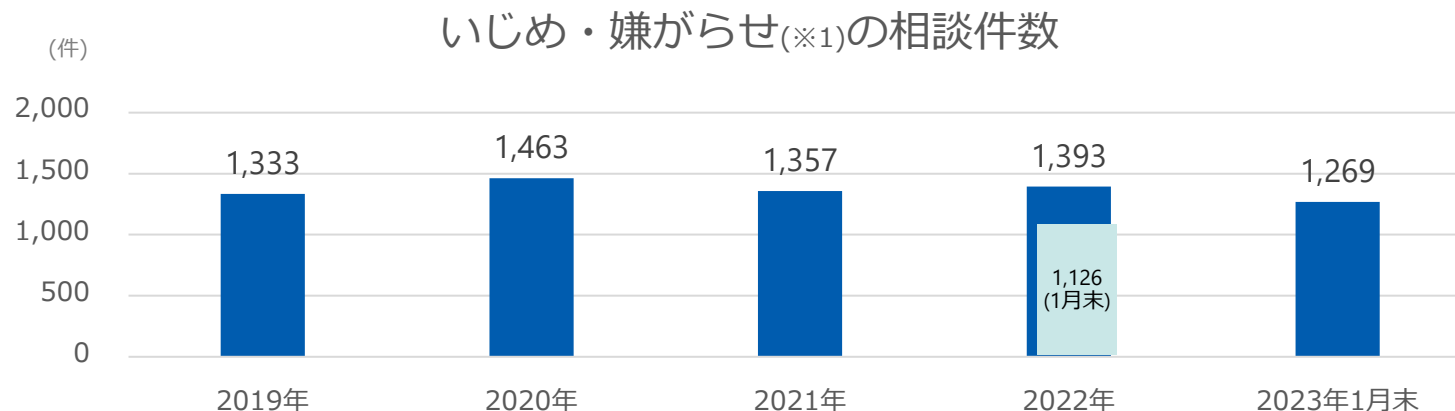
※QRコードの申込については、現在準備中です。

▼ 特設ホームページはこちら▼
過労死等防止対策推進シンポジウム 検索

主催：厚生労働省 後援：栃木県、宇都宮市、栃木県弁護士会
協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国経済労務を考える家業の会、過労死対策全国連絡会、栃木県経営者協会、連合栃木、栃木県社会保険労務士会、栃木県労働組合支援センター、栃木県社会福祉士会、栃木県警察保健福祉士協会

職場における総合的なハラスメント対策の推進①

2023年度の実績



○ 職場におけるハラスメント防止対策の周知

- ・ 2022年4月1日から全ての企業にパワーハラスメント(※2)の防止措置が義務化。
- ・ 職場における総合的なハラスメント防止対策の促進
- ・ セミナー等の開催 26回(2024年1月末現在)
働き方改革関連セミナー(他機関主催)、労使団体の講演

(※1)『いじめ・嫌がらせ』とは、「民事上の個別労働紛争」として、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争(労働基準法等の違反に関するものを除く)。

(※2)『パワーハラスメント』とは、職場において行われる、「①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるもの」の要素を全て満たすものをいう。

職場における総合的なハラスメント対策の推進②

2023年度の実績

○ 様々なハラスメントの一元的相談対応

	相談件数	
	2022年度 (1月末)	2023年度 (1月末)
パワーハラスメント	527件	388件
妊娠・出産、育児休業等ハラスメント(※)	172件	113件
セクシュアルハラスメント	76件	120件

※不利益取扱いを含む

○ 職場におけるハラスメントをめぐる紛争の早期解決

・労働局長による紛争解決援助 1件

○ 企業訪問による雇用管理の実態把握及び是正指導 (2024年1月末)

	実態把握	うち法違反を確認し是正指導
均等法	54事業所	40事業所
育介法	154事業所	125事業所
労推法(※)	53事業所	25事業所

※中小企業には2022年4月1日より適用されたため、実態把握ではなくパワーハラスメント対策に関する指針や具体的な取組方法について、パンフレット等を活用して周知

良質なテレワークの導入・定着促進

2023年度の実績

- テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン、人材確保等支援助成金(テレワークコース)の周知、取組の促進
- テレワークに関連する情報を一元化して、中小企業事業主がテレワークを導入するための様々な情報等を紹介している「テレワーク総合ポータルサイト」の周知、活用促進



◆ 柔軟な働き方がしやすい環境整備

ワーク・ライフ・バランスを促進する休暇制度・就業形態の導入支援による多様な働き方の普及・促進

2023年度の実績

○とちぎ公労使共同会議(令和5年6月21日開催)において、「働き方改革(ワーク・ライフ・バランス)」を会議のテーマとして、国等の支援策や課題等含め意見交換

○働き方・休み方改善コンサルタントによる訪問支援や働き方・休み方改善ポータルサイトの「働き方・休み方改善指標」による自己診断、企業の取組事例や働き方・休み方に関する資料を紹介し、事業主の取組を支援。(2024年1月末)

	目標	実績	達成率
訪問支援	70件	59件	84.2%



○働き方改革推進支援助成金申請状況

	2022年度 (1月末現在)	2023年度 (1月末現在)
全体	409件	317件
うち 労働時間短縮・年休支援促進コース	393件	227件

事業主の皆様へ

**働き方・休み方改善コンサルタントが
ワーク・ライフ・バランス実現のお手伝いをします！**

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現のため、働き方や休み方の見直しに取り組み企業に、専門家「働き方・休み方改善コンサルタント(以下、コンサルタント)」が、**無料**でアドバイスや資料提供等の支援を行います。

こんなお悩みはありませんか？

- 従業員の健康のため、長時間労働を改善したい。
- 優秀な人材を確保するためにも、従業員の年次有給休暇の取得を促進したい。
- フレックスタイム制や裁量労働制を導入したいけど、手続きがわからない。
- 労働時間や休日・休暇制度全般について、専門家に相談したい。
- ゆう活に取り組みたいが、何をしたら良いかわからない。

※「ゆう活」とは、日勤時間が長い日に、朝早い時間に仕事を始め、早めに仕事を終えることで、まだ明るい夕方の時間を有効に活用し、生活を豊かにしようという取組です。
※コンサルタントは、社会福祉労務士の資格を持つ指導、労働関係法令・制度に専門的な知識を持つ人物の中から、労働局長が任用した非常勤の国家公務員です。ご相談の秘密は厳く守ります。

●●● コンサルタントが企業の取組を支援します ●●●

- 1 コンサルティング(個別訪問によるアドバイス)**
コンサルタントが事業場にお伺いし、労働時間や休暇制度の診断の上、アドバイスや改善に向けた具体的な提案や資料の提供を行います。 ➡ 裏面の利用申込書をご利用ください。
- 2 説明会への講師派遣、研修会(ワークショップ)の開催**
労働時間や休暇制度に関する説明会などに、コンサルタントを講師として派遣します。また、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取組向上に成果を上げている事例などを教材として、ワーク・ライフ・バランスの実現に関する研修会を開催します。 ➡ お問い合わせまでお問合せください。

▶ 上記のほか、電話でのご相談にも対応しています。
新型コロナウイルスに関連して、労働者が安心して休めるよう、特別休暇制度を設ける際の具体的な手続きなど。

厚生労働省 栃木労働局雇用環境・均等室
TEL: 028-633-2795



栃木労働局 HP

治療と仕事の両立支援に関する取組の促進

2023年度の実績

栃木県地域両立支援推進チーム（関係機関、関係団体等で構成）における「とちぎ治療と仕事の両立支援」アクションプラン（5か年計画）を推進により、両立支援を必要とする労働者の働きやすい環境整備を推進するため、説明会による両立支援制度の周知、推進チームのリーフレットによる各種支援の周知を行い、医療機関、県内企業及び労働者への浸透を図った。

